

小売全面自由化に向けた事前準備の進捗状況

平成27年10月27日
資源エネルギー庁

- 来年4月の小売全面自由化に向けて、現在、託送料金申請の審査や小売営業等に関する詳細制度設計を進めており、年内を目途に託送料金の認可及びガイドライン案の策定等を行う予定。
- これらの進捗を踏まえ、小売電気事業者においては、現行契約の変更を希望する需要家の受付などの事前手続を来年1月から開始する見込み。

<2015年>

7月末	託送供給等約款の認可申請(一般電気事業者10社)	
8月 3日	小売電気事業の事前登録の受付開始	【エネ庁】→電力取引監視等委員会の意見聴取
年内目途	託送供給等約款の認可	【エネ庁】←電力取引監視等委員会の意見
	離島供給約款及び最終保障供給約款※の届出期限	
	小売営業に関するガイドライン案の策定等	【エネ庁】／【電力取引監視等委員会】

<2016年>

1月～	小売電気事業者の変更を希望する需要家の受付開始など事前手続の開始	
4月 1日	小売全面自由化の実施(第2弾改正電気事業法の施行)	

※全面自由化後に一般送配電事業者が行うこととなる、離島の需要家への電気の供給(離島供給)と供給者が決まらない場合の需要家に対する最終的な電気の供給(最終保障供給)における料金その他の供給条件を定めた約款。

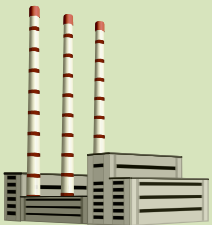
- ①【小売電気事業の登録】…一般家庭その他の需要家に対して電気を販売しようとする者は、小売電気事業の登録を受ける必要。
- ②【託送料金の審査】…小売電気事業者が、送配電事業者(10電力会社)の送配電網を利用する際の対価(託送料金)については、事業者共通のインフラの使用料として、経済産業大臣が認可。
- ③【ガイドラインの整備】…小売電気事業者が営業に際して遵守すべき事項等について、需要家保護や公正な競争確保の観点から、各種ガイドラインを整備。

発電 (届出制)

送配電 (許可制)

小売 (登録制)

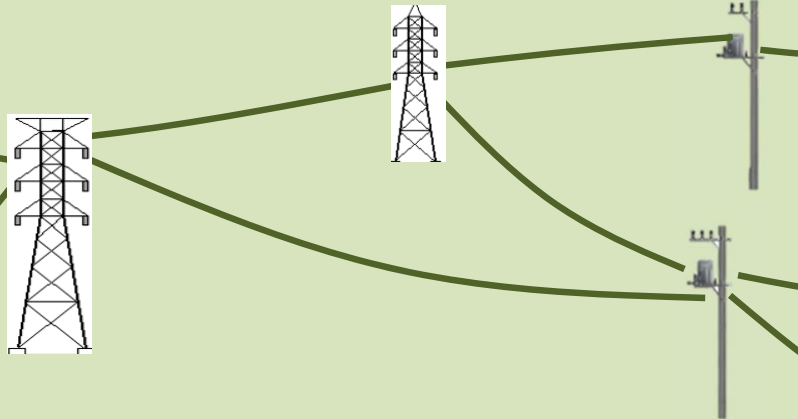
発電事業者A



発電事業者B



送配電事業者



小売事業者A



小売事業者B



小売事業者C



②託送料金の審査

①小売電気事業者の登録
③ガイドラインの整備

1. 小売電気事業者の登録状況

○小売電気事業の登録は、本年8月から受付を開始。これまで計95件（10月23日現在）の申請を受け付けており、現在も週数件のペースで増加中。

○電力取引監視等委員会に対する意見聴取を経て、10月26日までに48件の登録を行っており、申請のあった案件については、審査が終了次第、順次登録を行っていく。

＜登録に係る手続きフロー＞

事前に広域的運営推進機関に加入していない場合

広域的運営推進機関への加入手続



①経済産業大臣に登録申請書を提出



②経済産業大臣による審査

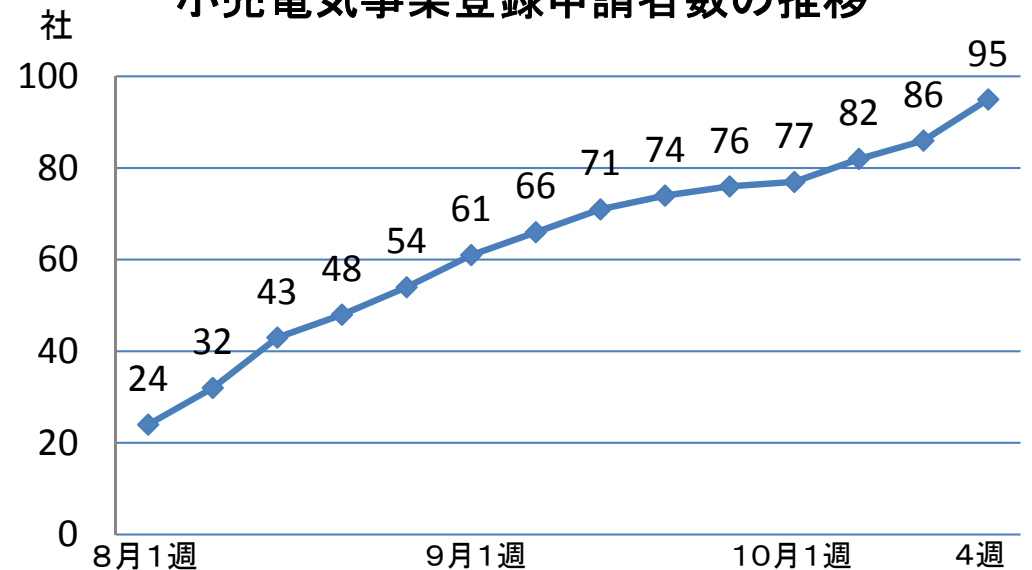
②電力取引監視等委員会による審査



③経済産業大臣による登録・通知

※標準処理期間は1月

小売電気事業登録申請者数の推移



＜審査の観点＞

- ①最大需要電力に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みや小売電気事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがあるか
- ②小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがあるか

(参考)登録小売電気事業者一覧(10月26日現在)

5

登録番号	氏名又は名称	供給予定地域
A0001	株式会社F-Power	沖縄県を除く全国
A0002	イーレックス株式会社	東北・関東・中部・近畿・中国・九州
A0003	リエスパワー株式会社	北海道・東北・関東・中部
A0004	イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社	東北・関東・中部・近畿・中国・九州
A0005	イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社	東北・関東・中部・近畿・中国・九州
A0006	イーレックス販売3号株式会社	—
A0007	株式会社SEウイングズ	北海道
A0008	株式会社イーセル	中国地方・関東地方・静岡県（東京電力管内）
A0009	株式会社エネット	全国
A0010	日本アルファ電力株式会社	沖縄県を除く全国
A0011	須賀川瓦斯株式会社	福島県
A0012	昭和シェル石油株式会社	—
A0013	株式会社ケイ・オプティコム	—
A0014	エネサーブ株式会社	—
A0015	株式会社サイサン	東北・関東・中部・九州
A0016	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	東北・東京・中部・近畿
A0017	株式会社トラスティルグループ	—
A0018	ネクストパワーやまと株式会社	九州
A0019	日本テクノ株式会社	沖縄県を除く全国
A0020	中央電力エナジー株式会社	関東・近畿（一部地域を除く）
A0021	株式会社Looop	関東・近畿・中部・東北・九州
A0022	東燃ゼネラル石油株式会社	関東甲信・東海・近畿
A0023	株式会社ナンワエナジー	九州
A0024	静岡ガス＆パワー株式会社	静岡県およびその周辺地域

登録番号	氏名又は名称	供給予定地域
A0025	荏原環境プラント株式会社	—
A0026	東京エコサービス株式会社	東京23区（区立施設等）
A0027	ダイヤモンドパワー株式会社	関東・中部
A0028	出光グリーンパワー株式会社	関東・山梨県・静岡県（富士川以東）・近畿
A0029	プレミアムグリーンパワー株式会社	関東・山梨県・静岡県（富士川以東）・近畿
A0030	株式会社エヌパワー	東北・関東・中部・近畿・九州
A0031	株式会社新出光	関東・中部・近畿・中国・九州
A0032	中央セントラルガス株式会社	栃木県・神奈川県（横浜市、川崎市以外）・静岡県（富士市、富士川以東）・東京都（町田市）・山梨県（南部町）
A0033	にちほクラウド電力株式会社	近畿
A0034	一般財団法人泉佐野電力	大阪府
A0035	総合エネルギー株式会社	関東
A0036	株式会社グリーンサークル	長野県
A0037	株式会社ウエスト電力	東北・関東・中部・近畿・中国・九州
A0038	エクレ株式会社	首都圏
A0039	北海道瓦斯株式会社	—
A0040	一般財団法人神奈川県太陽光発電協会	神奈川県をはじめとした関東エリア
A0041	株式会社日本エナジーバンク	—
A0042	新エネルギー開発株式会社	—
A0043	伊藤忠エネクス株式会社	—
A0044	株式会社デベロップ	—
A0045	株式会社V-power	—
A0046	大和エネルギー株式会社	—
A0047	株式会社アップルツリー	—
A0048	大阪瓦斯株式会社	—

※供給予定地域は、事業者から現時点で資源エネルギー庁に提供いただいた情報に基づくもの

○これまでに小売電気事業者として登録を行った者には、LP・都市ガス系や石油系、再エネ系など、様々な業種からの参入の動きがみられる。

現電力会社系	LP・都市ガス系	石油系	再エネ系	その他業種
・ケイ・オプティコム 【関西電力子会社】 ・ダイヤモンドパワー 【中部電力子会社】	・須賀川瓦斯 ・サイサン ・ミツロコグリーンエネルギー ・静岡ガス&パワー ・中央セントラルガス ・北海道瓦斯 ・大阪瓦斯	・昭和シェル石油 ・東燃ゼネラル石油 【出光系】 ・出光グリーンパワー ・プレミアムグリーンパワー 【コスモ系】 ・総合エネルギー ・新出光	・SEウイングズ ・ネクストパワーやまと ・Looop ・荏原環境プラント ・東京エコサービス ・エヌパワー ・泉佐野電力 ・グリーンサークル ・ウエスト電力 ・神奈川県太陽光発電協会 ・日本エネルギーバンク ・新エネルギー開発 ・V-power ・大和エネルギー ・アップルツリー	・トラスティルグループ ・ナンワエナジー ・にちほクラウド電力 ・伊藤忠エネクス ・エクレ ・デベロップ
現在の主要PPS				
・F-Power ・イーレックス ・リエスパワー ・イーセル ・エネット ・日本アルファ電力 ・エネサーブ ・日本テクノ ・中央電力エナジー				

※現行制度に基づく新電力としての届出事業者は下線

※分類については、資源エネルギー庁が本資料のために便宜的に行っているもの

2. 託送料金審査の進捗状況

- 託送料金メニューを定める託送供給等約款については、7月末に10電力会社から認可申請があり、9月1日の電力取引監視等委員会の発足に伴い、委員会に対する意見聴取を実施。
- 現在、委員会の下に設置された電気料金審査専門会合において審議が行われており、委員会からの回答があり次第、年内に認可予定。

託送料金(低圧向け)の認可申請金額

北海道電力	8.89 [円/kWh]
東北電力	9.76 [円/kWh]
東京電力	8.61 [円/kWh]
中部電力	9.03 [円/kWh]
北陸電力	8.08 [円/kWh]
関西電力	7.86 [円/kWh]
中国電力	8.45 [円/kWh]
四国電力	8.66 [円/kWh]
九州電力	8.36 [円/kWh]
沖縄電力	11.50 [円/kWh]

■ 審査状況・スケジュール ■

7/29 託送供給等約款の認可申請
(北陸・中国・沖縄)

7/31 託送供給等約款の認可申請
(北海道・東北・東京・中部・関西・四国・九州)

9/1～10/30 申請に対する意見を募集

9月上旬～12月中旬目途
電力取引監視等委員会にて審査・
経産大臣に査定方針を提出

年内目途 事業者による補正申請
経産大臣の認可

- 東日本大震災以降、小売料金の値上げ申請を行っていない北陸電力、中国電力及び沖縄電力の3社については、すべての原価の適正性について審査中。
- 一方、震災以降に小売料金の値上げ申請を行った7社については、原価の審査は行わず、制度改正を受けた対応が適正に料金設定に反映されているかについて審査を行っている。

審査状況（電力取引監視等委員会 電気料金審査専門会合）

9月 4日	第1回	概要説明（北陸・中国・沖縄）
9月 7日	第2回	概要説明（北海道・東北・東京・中部・関西・四国・九州）
9月10日	第3回	個別の原価等について①（人員計画、人件費）（北陸・中国・沖縄）
9月18日	第4回	個別の原価等について②（経営効率化計画、設備投資関連費用、修繕費、スマートメーター関連費用）（北陸・中国・沖縄）
10月 8日	第5回	個別の原価等について③（燃料費、購入・販売電力料、公租公課、その他経費、控除収益）（北陸・中国・沖縄）
10月22日	第6回	需要地近接性評価割引（10社）、離島供給費（北海道・東北・東京・北陸・中国・九州・沖縄）、系統連系技術要件（東京）

3. 小売分野に関するガイドラインの整備状況

- 現在、電力取引監視等委員会において、来年4月の小売全面自由化後に小売電気事業者が遵守すべき説明義務や書面交付義務の詳細、公正かつ有効な競争の確保の観点から望ましい行為等を中心に議論中。
- 今後、電力取引監視等委員会及び資源エネルギー庁において、年内を目途にガイドライン案を提示し、所要の意見公募手続を経て策定予定。

【小売分野に関連する主なガイドライン】

『小売営業ガイドライン(仮称)』【新設】

電気の需要家の利益の保護の観点から、需要家の情報提供の在り方(説明義務・書面交付義務の詳細等)や、小売営業や小売供給に関する契約の在り方等について、問題となる行為や望ましい行為について指針を定める予定。

『適正取引ガイドライン』【改正】

独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の業務改善命令の発動に関する考え方を明らかにし、公正競争の確保や電気の適正取引の確保の観点から電気事業者向けの指針を定めたもの。

『電気料金情報公開ガイドライン』【改正】

電気料金の算定に係る行政プロセスの透明化や料金の妥当性を確認するための情報等を十分かつ分かりやすく公表するため、行政及び事業者が公表すべき情報やその公開の方法を定めるもの。

○小売営業に関しては、小売電気事業者が遵守すべき事項を定めたガイドラインの策定に向けて、電力取引監視等委員会において、需要家保護の観点から以下のような論点について議論が行われている。

10/9電力取引監視等委員会 第1回制度設計専門会合
事務局提出資料(抜粋)

小売営業一般についての論点

(1) 需要家への情報提供

①一般的な情報提供

- ・「標準メニュー」の公表
- ・料金請求時の根拠の明確化
- ・不当な情報提供の制限
- ・小売電気事業者等以外の者による情報提供
- ・電源構成等の適切な開示

②契約に先だって行う説明や書面交付

- ・説明義務、書面交付義務
- ・セット販売時の説明・書面交付における料金の説明
- ・電源の特性について条件を付す場合の扱い

(2) 営業・契約の形態

- ・代理店等に対する説明義務等
- ・許容すべきでないビジネスモデルの明確化
- ・媒介、代理、取次を業として行う者の営業活動の在り方

(3) 契約の内容（料金等）

- ・電気料金の設定方法の明確化
- ・不当な解約制限に関する事項（不当な違約金など）
- ・特定の競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格設定の制限

(4) 苦情・問い合わせへの対応

- ・苦情・問い合わせへの対応義務
- ・停電に関する問い合わせ対応

(5) 契約の解除

- ・需要家の発意による契約解除時の手続関係
- ・小売電気事業者の発意による契約解除時の手続関係